

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成21年12月18日(金)午後3時から午後4時30分まで

2 場所

大分地方裁判所大会議室

3 出席委員

加藤 誠，城戸照子，工藤真治，後藤佐智子，下郡恵美子，鈴木宗嚴(五十音順，敬称略)

4 議事内容

(1) 新委員自己紹介(城戸委員，工藤委員)

(2) 委員長(下郡委員)の選出及び委員長代理(野村委員)の指名

(3) 裁判員制度の実施状況等について

ア DVD視聴「裁判員候補者名簿に登録されたみなさまへ」

イ 裁判官及び裁判員調整官から裁判員裁判の実施状況等の説明

(4) 意見交換(:委員， :裁判所)

裁判員候補者であることの本人確認は，どのような方法で行うのか。

裁判員候補者に対する選任手続期日の通知は，郵便職員が名宛人に直接手渡すことを原則とする特別な方法で送付している。加えて，裁判所に来てもらう際も裁判所からの通知書を持参してもらうことなどにより，本人確認を徹底するようにしている。

裁判員等から出されたアンケートは，どのように活用するのか。

裁判員法には，法律施行後3年を経過した段階で，施行後の状況に検討を加え，必要に応じて所要の措置を講ずるものとされており，その検討の際の資料として活用することとなる。

裁判員裁判をもっと広く浸透させていくためには，裁判員候補者名簿に記載されなかった人の意見も聞いた方がよいと思う。

会社側の立場からすると，従業員が裁判員裁判に参加して何日間も拘束されることについては，業務の都合があっても断れないものと理解しているが，

実際には、従業員の勤務交替等の調整に苦勞するなどの問題が生じることもある。

裁判に必要な日数については、あらかじめ通知書に明示しているので、業務の都合で参加が困難であるときは、事前に申し出ていただき、事案に応じて対応している。なお、審理に時間を要する事件の場合は、候補者の呼出人数を多くするなどの工夫をすることになる。

仕事上の負担も当然であるが、精神面での負担は、裁判が終了した後も引きずることもあるので、その面に関するサポート態勢はどのようになっているか。

精神面のサポートについては、メンタルヘルスサポート窓口が設置されており、臨床心理士による電話や面接によるカウンセリングを受けることが可能である。

評議の際、公平に発言ができないような事態に陥った場合は、裁判所としてはどのように進めていくのか。

そのような事態に陥らないようにするため、裁判官としては、評議を進めるに際して、裁判員全員が争点に関する意見を十分に述べることができるように配慮している。

5 次回期日及びテーマについて

(1) 日時

平成22年3月12日(金)午後3時から

(2) テーマ

「司法委員の制度について」